

# 令和6年度鹿児島労働局行政運営方針



## 鹿児島労働局の行政運営に 当たっての基本姿勢

### 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等

最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者の正規化促進、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

### 2 リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進

リ・スキリングによる能力向上支援  
成長分野等への労働移動の円滑化  
中小企業等に対する人材確保の支援

### 3 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

フリーランスの就業環境の整備  
仕事と育児・介護の両立支援  
ハラスメント防止対策  
民間企業における女性活躍促進  
安全で健康に働くことができる環境づくり  
多様な働き方、働き方・休み方改革  
多様な人材の就労・社会参加の促進  
就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規学卒者の支援  
労働保険料等の適正な徴収

鹿児島労働局・労働基準監督署・公共職業安定所一覧



厚生労働省 鹿児島労働局  
労働基準監督署・公共職業安定所



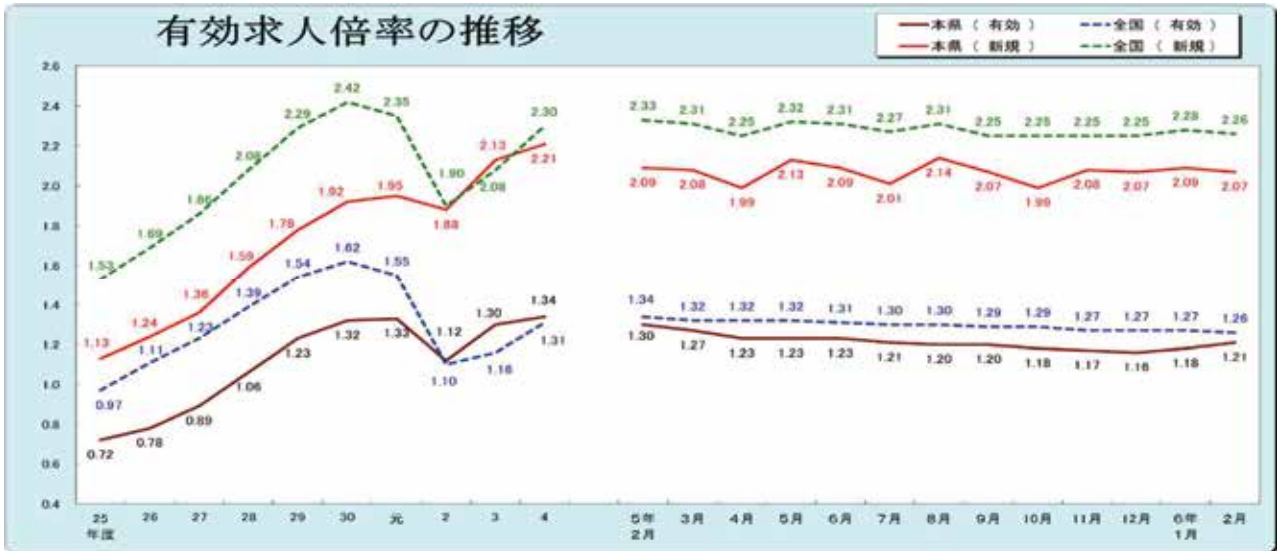
ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>

# 鹿児島労働局の行政運営に当たっての基本姿勢

本県は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少という構造的な課題に直面する中、足下では、急激な物価上昇に対して賃金の上昇が追いついていない状況です。

成長と分配の好循環による、物価上昇を上回る持続的な賃上げの実現に向けて、三位一体の労働市場改革の推進や人材確保支援に取り組むとともに、多様な働き方を支えるセーフティネットの構築や労働者の主体的なキャリア形成支援、男女ともに育児に関わることのできる環境の整備等に取り組むことが重要です。

鹿児島労働局では、これらの課題への取組を明確にするため、「令和6年度鹿児島労働局行政運営方針」を取りまとめ、取り組んでゆく施策を具体的に記載しました。この運営方針に沿って、全職員が連携し、総合労働行政機関として、労働者、使用者双方の御理解と御協力の下、業務を進めてまいります。



※以下、「◎」は最重点事項

## 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等

### 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者の正規化促進、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

#### ◎ (1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた環境整備及び支援の強化

最低賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠です。業務改善助成金の活用により、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応えるとともに、次の取組を行うことにより、賃金引上げを支援します。

- ・鹿児島働き方改革推進支援センターによるワンストップ相談窓口における生産性向上等に取り組む事業者の支援
- ・企業が賃金引上げを検討する際の参考となる資料の提供



## (2) 最低賃金制度の適切な運営

本県で適用される最低賃金の周知徹底に取り組みます。

また、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点に監督指導等を実施し、順守の徹底を図ります。

| 最低賃金の種類     |            | 最低賃金額（時間額） | 効力発生日      |
|-------------|------------|------------|------------|
| 地域別最低賃金     | 鹿児島県最低賃金   | 897円       | 令和5年10月6日  |
| 特定（産業別）最低賃金 | 自動車（新車）小売業 | 945円       | 令和5年12月24日 |

最新の最低賃金額は労働局ホームページで確認できます。



## ◎ (3) 監督署と連携した同一労働同一賃金の遵守の徹底

監督署による定期監督等において企業から非正規雇用労働者（短時間・有期雇用労働者、派遣労働者）の待遇に関する情報提供を受け、雇用環境・均等室による報告徴収、需給調整事業室による指導監督を行うことで、是正指導の実効性を高めます。

同一労働同一賃金に取り組む事業主を支援する等により、企業の自主的な取組を促します。



パートタイム・  
有期雇用労働法  
キャラクター  
「ゆゆう」ちゃん

## ◎ (4) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援

非正規雇用労働者の処遇改善や正社員化等に取り組んだ事業主を支援するキャリアアップ助成金について、「年収の壁・支援強化パッケージ」として、年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするために新設された「社会保険適用時処遇改善コース」や拡充した「正社員化コース」をはじめ、各コースの周知、活用勧奨を実施します。

## (5) ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援

雇用保険を受給できない方の安定した職業への再就職や転職を促進し、働く上で必要な技能・知識の習得など自らのスキルアップを希望する非正規雇用労働者等を支援するため、求職者支援制度の積極的な活用に取り組みます。



## (6) 無期転換ルール等の円滑な運用に向けた周知

無期転換申込権が発生する契約更新時における労働条件の明示事項に、無期転換申込機会と無期転換後の労働条件を追加する省令改正等が令和6年4月に施行されたことをはじめとする、無期転換ルールの円滑な運用のための制度見直し等について周知・啓発を図ります。

# 2 リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進

## 1 リ・スキリングによる能力向上支援

DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展など、産業構造の変化の加速化が見込まれる中、労使協働による職場における学び・学び直しの取組を広めていくことが重要なことから、企業及び個人向けの両方の支援策の周知・活用を図るなど、リ・スキリングによる能力向上支援を推進します。

### (1) 指定された教育訓練を修了した場合の費用の一部支給による経済社会の変化に対応した労働者個人への学び・学び直しの支援

厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を支給する「教育訓練給付」について、経済社会の変化に対応した労働者個人への学び・学び直しを支援するため、理由を問わず電子申請を行うことができることの周知など教育訓練を受講しやすい環境の整備を図ります。

また、地域職業能力開発促進協議会を活用して、教育訓練給付制度にかかる地域の訓練ニーズを把握するとともに、指定講座の拡大により訓練機会を確保してまいります。



◎ (2) 公的職業訓練のデジタル分野の重点化や訓練修了生等への「実践の場」の提供によるデジタル推進人材の育成

WEBデザイン等の資格取得を目指すコースや企業実習付きコースへの訓練委託費の上乗せ等に加え、「DX 推進スキル標準」に対応したデジタル分野の訓練コースを新たに委託費等の上乗せの対象とする措置により、公的職業訓練コースの拡充を図ります。加えて、ハローワークにおいて、「キャリア形成／リ・スキリング支援センター」と連携しながら、ジョブ・カードの活用等によって労働者のキャリア形成やリ・スキリングに関する援助を行うとともに、デジタル分野の公的職業訓練への受講を勧奨し、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により、デジタル分野における再就職の実現を図ります。

また、他職種からIT人材に転職を目指す求職者のうち公的職業訓練等を修了した中高年齢者等に対し、実務経験を積むための「実践の場」を提供することにより、デジタル人材の育成を図ります。



(3) 労働者の主体的なり・スキリングを支援する中小企業への賃金助成の拡充等による企業における人材育成の推進

人材開発支援助成金について、中小・小規模企業が長期教育訓練休暇制度を設け、実施した場合、人への投資促進コース「長期教育訓練休暇制度」の賃金助成を拡充し、労働者の主体的な学び直しを支援します。また、人材開発支援助成金「人への投資促進コース」及び「事業展開等リスキリング支援コース」については、引き続き、積極的な活用勧奨を図るとともに、迅速な支給決定を行います。

(4) スキルアップを目的とした在籍型出向の推進等

在籍型出向は、労働者の雇用維持に加えてキャリアアップ・能力開発にも効果があることから、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）による、賃金上昇を伴う労働者のスキルアップを在籍型出向により行う事業主への支援を実施するとともに、個別事業主に対して公益財団法人産業雇用安定センターと同行訪問を行い、ワンストップによるマッチング支援等を実施します。

(5) 雇用調整助成金の見直し等への対応

事業主に対して、令和6年4月改正により、雇用調整助成金を長期間にわたり利用する場合に教育訓練の実施率によって助成率が変わることを丁寧に説明するとともに、休業よりも教育訓練による雇用調整の実施を促進します。

また、令和5年12月より雇用関係助成金ポータルを用いた雇用調整助成金の電子申請が可能となったことから、事業主に対する電子申請の利用勧奨を行うとともに、引き続き、不正受給調査等に取り組みます。

## 2 成長分野等への労働移動の円滑化

人材の有効活用と労働者の意欲と能力に応じて活躍できる機会を確保するため、労働市場を巡る情報に自由かつ簡便にアクセスできることをはじめ、民間人材サービスも含めた労働市場の機能を強化し、個々人の自由な選択を可能とする環境整備に取り組みます。

加えて、若年者の流出等による人口減少もあり、人手不足が深刻化していることから、実情に応じた雇用対策を行うとともに、マッチングの支援に取り組みます。

(1) 成長分野の業務や、一定の技能を必要とする未経験分野への就職を希望する就職困難者を雇い入れる事業主への支援による成長分野への労働移動の円滑化

就職困難者を、成長分野（デジタル・グリーン）の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主、又は雇い入れた上で人材育成を行い、5%以上賃金の引き上げを行う事業主に対して高額助成を行う特定求職者雇用開

発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）について、事業主への制度内容の周知を積極的に行うなど、制度の活用を促進します。

◎（２）職業情報及び職場情報の収集・提供による求職者と企業のマッチング機能の強化、オンラインの活用によるハローワークの利便性向上

成長分野等への労働移動や職種転換を検討する方の円滑な再就職の実現を図るため、「job tag（職業情報提供サイト）」や「しょくばらぼ（職場情報総合サイト）」を活用した職業相談及び求人者の採用支援の実施など、「労働市場情報の見える化」を進めることによって、マッチング機能の強化に取り組めます。

また、オンラインでの職業相談や、ハローワークインターネットサービスの求職者マイページによるオンラインでの職業紹介の実施に加え、ホームページやSNSを活用した情報発信の強化等により、求職者のニーズに応じて柔軟に求職活動ができるようサービスの向上を図ります。



（３）民間人材サービス事業者への指導監督の徹底

職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の違反を把握し、又はその疑いのある派遣元事業主の指導監督に万全を期すとともに、同一労働同一賃金に加え雇用安定措置に関する事項等、労働関係法令の適正な運営確保の徹底を図ります。

（４）地域雇用の課題に対応する地方公共団体等の取組の支援

県内14自治体と締結している雇用対策協定に基づく事業計画の策定によって、緊密な連携を図りながら、魅力ある雇用機会の確保や人材の育成、就職促進など、地域の課題や実情に応じた地方公共団体の取組を支援します。

また、市町村等が地域の特性を生かして実施する地域雇用活性化推進事業は、国と地方の連携施策の一つとなり得るため、実施地域（県内2地域）へ適切な支援を行い、さらに応募可能地域における応募勧奨を行います。

（５）都市部から地方への移住を伴う地域を越えた再就職等の支援

東京圏及び大阪圏を中心に、県内の就職を希望する方に、本県や各市町村と連携した職業紹介や各地域の雇用事情及びイベント情報等の提供を行うとともに、求職者の希望を踏まえた効果的な誘導を行うなど、個々のニーズに応じて支援します。

（６）賃金上昇を伴う労働移動の支援

離職を余儀なくされた者の早期再就職を支援する早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）について、前職よりも5%以上賃金を上昇させた事業主に助成を行うとともに、再就職援助計画対象者等へのきめ細かな再就職支援や、助成金の周知広報に取り組みます。

また、中途採用の機会拡大を図る早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）について、中高年齢者を一定以上雇い入れ、前職よりも5%以上賃金を上昇させた事業主に助成を行うとともに、商工会議所等と連携した周知広報を実施します。

### 3 中小企業等に対する人材確保の支援

生産年齢人口が減少する中、有効求人倍率は1倍を超え、多くの職種において人材確保が困難な状況が継続し、特に中小企業においては人手不足感が深刻化しており、人材確保の支援に取り組めます。

（１）ハローワークにおける求人充足サービスの充実

オンラインを活用した求人受理を進めるとともに、求人事業所に対し、求人条件緩和や魅力ある求人票の作成支援等の助言、事業所情報の収集をきめ細かく行うなどの求人充足に向けたサービスを実施します。

## (2) 人材確保対策コーナー等における人材確保支援

鹿児島及び国分の両ハローワークに人材確保総合支援窓口となる「人材マッチングコーナー」を設置し、求職者に対しては、医療・福祉、建設、警備、運輸分野の人材不足分野の仕事の魅力などを伝えるとともに、求人者に対しては応募しやすい求人票の作成支援や条件緩和指導などを実施することにより、マッチング支援に取り組みます。

特に、介護分野については、ハローワークと介護労働安定センターとが連携した求人充足・職場定着のための取組を進めます。

## (3) 医療・介護・保育分野の職業紹介への対応

令和5年2月に職業安定部に設置した『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』において、相談窓口に寄せられた情報を基に必要な対応を行うとともに、窓口の周知に努めます。

また、医療・介護・保育分野の職業紹介事業者への集中的指導監督により把握した情報等を活用し、職業紹介事業者への指導監督に取り組みます。

# 3 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

## 1 フリーランスの就業環境の整備

### フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知啓発、同法の執行体制や相談体制の充実

令和5年5月に公布された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）」の令和6年秋頃の施行に向け、フリーランスやフリーランスに業務を委託する事業主（発注者）等に対する法及びフリーランスガイドラインの内容の周知を図ります。

また、フリーランスから発注者等との契約等のトラブルについての相談があった際には、引き続き「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応します。

法施行後は、フリーランスから法違反に関する申し出があった場合は、発注者に対する報告徴収・是正指導等を行い、法の履行確保を図ります。

## 2 仕事と育児・介護の両立支援

### ◎ (1) 仕事と育児・介護の両立支援のため、業務代替整備・柔軟な働き方の導入等も含めた支援の拡充

- ① 「産後パパ育休（出生時育児休業）」を含め、育児・介護休業法に基づく両立支援制度について労働者が円滑に利用できるよう周知を図り、労働者の権利侵害や不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導を行います。
- ② 男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備、育児休業や育児短時間勤務期間中の業務体制整備のための業務代替手当の支給、育児期の柔軟な働き方の導入等を行う事業主に対する両立支援等助成金の活用を推進します。
  - ◇男性の育児休業取得率
    - ☞政府目標：令和7年までに50%、令和12年までに85%
    - 鹿児島県：25.6%【出所：令和4年鹿児島県労働条件実態調査】
- ③ 介護支援プランに基づいて労働者に円滑に介護休業を取得・職場復帰させた事業主に対する両立支援等助成金の活用促進を図ります。
- ④ 「くるみん」「プラチナくるみん」「トライくるみん」及び「くるみんプラス」の認定基準を周知するとともに、認定の取得促進に向けた働きかけを行います。
- ⑤ 仕事と育児・介護の両立支援のための改正法案成立後の円滑な施行に向けた取組

育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の改正法案成立後、改正内容について労使に十分理解されるよう労使団体等と連携して周知に取り組みます。



#### ◇改正法案の概要

育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

男性の育児休業取得率の公表義務対象事業主の拡大（現行 1,000 人超→改正案 300 人超）

介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知の強化

行動計画策定時の育児休業の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定

#### （2）子育て中の女性の支援に取り組むNPO等へのアウトリーチ型支援の推進などハローワークにおける就職支援の強化

鹿児島、川内、鹿屋、国分の各ハローワークに設置している、子育て中の女性等を対象としたハローワークの専門窓口（マザーズコーナー）において、地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携しながら、一人ひとりの求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施します。また、仕事と子育ての両立がしやすい求人の確保や各種就職支援サービスのオンライン化を推進します。

ハローワーク鹿児島マザーズコーナーの体制を拡充し、地域の子育て支援機関や関係機関における出張相談・出張セミナー等の取組を進めてまいります。

#### （3）不妊治療と仕事の両立

不妊治療と仕事の両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」の周知及び認定促進を図ります。

☆多鹿児島県内の認定企業（令和6年1月末現在）

くるみん：48社 トライ：1社 プラチナ：6社 プラス：0社



## 3 ハラスメント防止対策

### ◎職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対する指導を実施する等により法の履行確保を図ります。

また、職場におけるハラスメントの撲滅に向け、12月の「ハラスメント撲滅月間」を中心に、事業主等に対する周知啓発を実施します。

#### 就職活動中の学生等に対するハラスメント対策

事業主に対して、ハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知を行います。

学生等に対しては、相談先等を記載したリーフレットを活用し、学生等が一人で悩まないように支援しつつ、事業主への適切な対応を求めます。



ハラスメント裁判事例、  
他社の取組などハラスメント  
対策の総合情報サイト  
あかるい職場応援団

## 4 ◎民間企業における女性活躍促進

常時雇用する労働者数 301 人以上の企業に義務付けられている男女の賃金の差異に係る情報公表の着実な履行確保を図ります。

特に、男女の賃金の差異は、募集・採用、配置・昇進・昇格、教育訓練等における男女差の結果として現れるものであることから、これらの男女差が性別を理由とした差別的取扱いに該当しないか等について確認し、男女雇用機会均等法の確実な履行確保を図ります。

さらに、男女の賃金の差異の要因分析と情報公表を契機とした雇用管理改善及びより一層の女性の活躍推進に向けた取組を促すとともに、「女性の活躍推進企業データベース」の積極的な活用勧奨



女性の活躍推進企業  
データベース

を図ります。加えて、女性活躍推進法における管理職の定義に基づき適切な情報公開等がなされるように周知徹底を図ります。

## 5 安全で健康に働くことができる環境づくり

### ◎ (1) 長時間労働の抑制

#### ① 長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を引き続き実施します。

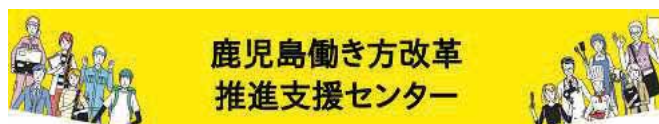
また、過労死等の防止のための対策については、過労死等防止対策推進法、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」等により、鹿児島労働局における対策とともに、民間団体の活動に対する支援等の対策を効果的に推進します。

#### ② 中小企業・小規模事業者等に対する支援

「鹿児島働き方改革推進支援センター」と連携を図りつつ、窓口相談やコンサルティング、セミナーの実施等に加え、業種別団体等に対する支援を実施する等、きめ細かな支援を行います。



また、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成（働き方改革推進支援助成金）を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行います。



監督署に編成した「労働時間改善指導・援助チーム」のうち「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催や中小規模の事業場への個別訪問により、改正労働基準法等の周知はもとより、時間外・休日労働協定の作成方法の教示等を中心としたきめ細かな支援を引き続き実施します。

#### ③ 時間外労働の上限規制適用開始に向けた支援

令和6年4月から施行した建設業、自動車運転者に係る時間外労働の上限規制適用については、施主や荷主といった取引関係者、ひいては国民全体の理解を得ていくことが重要であり、引き続き、時間外労働の上限規制特設サイト「はたらきかたスヌメ」を通じて、必要な周知を行います。



また、トラック運転者については、引き続き、関係省庁とも連携しながら、労働局に編成した「荷主特別対策チーム」において、発着荷主等に対して、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないこと等についての監督署による要請と、その改善に向けた労働局による働きかけを行うとともに、賃金水準の向上に向けて、賃金の原資となる適正な運賃(標準的な運賃)を支払うことについて周知を行います。さらに、改正後の改善基準告示について引き続き丁寧に周知を行います。

医師については、他の職種と他の職種との業務分担(タスクシフト/タスクシェア)など、医療機関の勤務環境改善に向けた取組を支援するため、医療勤務環境改善支援センターによるきめ細やかな相談対応、助言を引き続き行います。

これらの取組とともに、こうした業種を含め、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組む事業主等に対し、「労働時間相談・支援班」や働き方改革推進支援センターにおいて、窓口相談やコンサルティング、セミナーの実施等、きめ細かな支援を行うとともに、働き方改革推進支援助成金の活用を促進し、支援を行います。

#### ④ 長時間労働につながる取引環境の見直し

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止については、例年11月に



実施している「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に、集中的な周知啓発を行うなど、引き続き、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」に基づき、関係省庁と連携を図りつつ、その防止に努めます。

働き方改革の推進に向けた中小企業における労働条件の確保・改善のため、監督指導の結果、下請中小企業等の労働基準関係法令違反の背景に、親事業者等の下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)等の違反が疑われる場合には、中小企業庁、公正取引委員会及び国土交通省に確実に通報します。

**(2) 労働条件の確保・改善対策**

**① 法定労働条件の確保等**

本県の実情を踏まえつつ、事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立を図らせ、これを定着させることが重要であり、労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

さらに、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を徹底し、監督指導において同ガイドラインに基づいて労働時間管理が行われているか確認し、賃金不払残業が認められた場合には、その是正を指導します。

加えて、平日夜間、土日・祝日に実施している「労働条件相談ほっとライン」に寄せられた情報や、インターネット情報監視により収集された情報に基づき、必要に応じて監督指導を実施します。さらに、労働条件に関する悩みの解消に役立つポータルサイト「確かめよう労働条件」の活用を促進するとともに、同ポータルサ



確かめよう労働条件  
愛称「たしかめたん」

イト等で案内している高校生・大学生等に対する労働法教育に係るセミナーや、高校・大学の教員等に対する労働法の教え方に関するセミナー及び指導者用資料について周知を行います。

労働条件の悩みや不安・疑問は…  
労働条件相談「ほっとライン」に相談してみよう!

**② 労働契約関係の明確化**

労働基準法に基づく労働条件明示事項に、就業場所・業務の変更の範囲を追加する省令改正が令和6年4月に施行されたことをはじめとする、労働契約関係の明確化のための制度見直し等について周知・啓発を図ります。

2024年4月から  
労働条件明示のルールが  
変わります。

**③ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進**

**ア 外国人労働者**

技能実習生等の外国人労働者については、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して重点的に監督指導を実施し、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められる事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処します。また、出入国在留管理機関及び外国人技能実習機構との相互通報制度を確実に運用します。

特に、技能実習生に対する労働搾取目的の人身取引が疑われる事案については、外国人技能実習機構との合同監督・調査や関係機関との連携を着実に実施し、労働基準関係法令違反が認められ、悪質性が認められるもの等については、司法処分を含め厳正に対処します。

| 外国人労働相談コーナー（ベトナム語）<br>Góc tư vấn dành cho người lao động nước ngoài<br>(bằng Tiếng Việt) |                                  |   |
|--|----------------------------------|---|
| 開設曜日<br>Ngày làm việc  | 毎週水曜日<br>Thứ tư hàng tuần        | 午前9時～午後4時30分<br>9:00 sáng ~ 4:30 chiều                      |
| 開設時間<br>Giờ làm việc   | 相談コーナー設置場所<br>Địa chỉ Góc tư vấn | 鹿児島労働局監督課<br>Phòng thanh tra<br>Cục lao động tỉnh Kagoshima |
| 電話番号<br>Số điện thoại  | 099-216-6100                     |   |

イ 自動車運転者

自動車運転者については、違法な長時間労働等が疑われる事業場に対する確に監督指導を実施するなどの対応を行う。また、地方運輸機関と連携し、相互通報制度を確実に運用するとともに、地方運輸機関と協議の上、合同監督・監査を行います。

加えて、タクシー運転者の賃金制度のうち、累進歩合制度の廃止に係る指導等について、徹底を図ります。



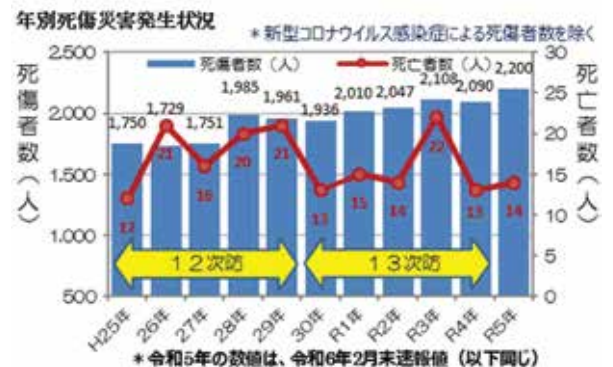
ウ 障害者である労働者

障害者虐待防止の観点も含め、障害者である労働者の法定労働条件の履行確保を図るため、関係機関との連携を深め、積極的な情報の共有を行うとともに、障害者である労働者を使用する事業主に対する啓発・指導に努め、問題事案の発生防止及び早期是正を図ります。

- ④ 「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進特定の労働分野における労働条件確保対策の推進「労災かくし」の排除を期すため、その防止に向けた周知・啓発を図るとともに、引き続き、労災補償担当部署と監督・安全衛生担当部署間で連携を図りつつ、事案の把握及び調査を行い、「労災かくし」が明らかになった場合には、司法処分を含め厳正に対処します。

◎ (3) 第14次労働災害防止計画を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

県内では、令和元年以降、労働災害による死傷者数（休業4日以上）が2,000人を超え、増加傾向にあります。なかでも、労働者の作業行動に起因する労働災害、高齢労働者の労働災害が増加傾向にあることや労働者の健康確保対策、化学物質等による健康障害防止対策も重要であることから、第14次労働災害防止計画（令和5～9年度）に基づき安全衛生の課題に取り組めます。



- ① 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むため、様々な機会を通じて、その必要性や意義等について周知啓発を行うとともに、経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることも、積極的に周知啓発を図っていきます。

さらに、発注者等において安全衛生対策経費の確保の必要性等について周知を図るとともに、機会を捉え、消費者・サービス利用者に対しても、安全衛生対策の必要性やその経費が含まれることへの理解を促します。

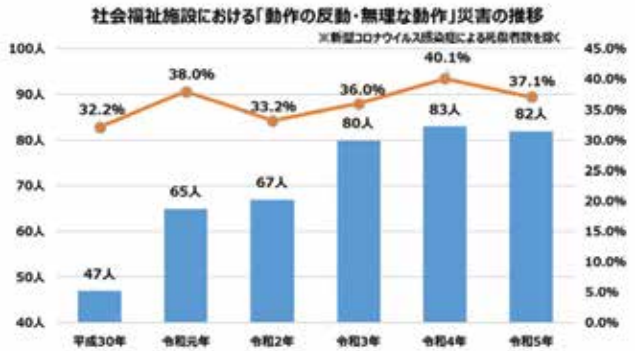
加えて、労働者死傷病報告等の電子申請を原則義務化することを予定しており、改正内容について周知を図るとともに、電子申請の対応への懇切丁寧な相談支援を行います。

- ② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

中高年齢の女性をはじめとして発生率が高く、小売業や介護施設を中心に増加傾向にある「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害（行動災害）防止のため、管内のリーディングカンパニー等を構成員とする協議会の設置・運営、企業における自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組等により、管内全体の安全衛生に対する機運醸成を図ります。







③ 高齢労働者、外国人労働者等の労働災害防止策の推進

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)及び中小企業による高齢労働者の労働災害防止対策等を支援するための補助金(エイジフレンドリー補助金)の周知を図ります。

また、技能実習生をはじめとした外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視聴覚教材等の周知等効果的な安全衛生教育の実施や外国人労働者に多い労働災害の対策を視覚的に示すピクトグラム等の開発を促進することにより、外国人労働者の労働災害防止対策を推進します。



④ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを引き続き、事業場に対して指導、周知・啓発を図ります。

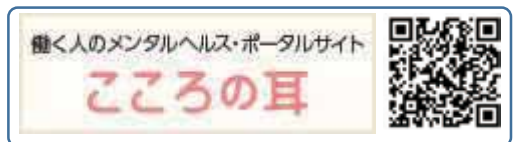
⑤ 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業については、災害防止団体等の関係機関との協力の促進、発注機関との連携の強化等により改正労働安全衛生規則や各種ガイドライン等の周知徹底を図り、引き続き労働災害防止対策の促進を図ります。

⑥ 労働者の健康確保対策の推進

ア メンタルヘルス対策及び過重労働対策等

長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するため、長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策などの労働者の健康確保の取組が各事業場で適切に実施されるよう、引き続き指導等を行うとともに、労働者等のメンタルヘルス対策に係る情報提供・相談等を行う「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」」について周知を行います。



イ 産業保健活動の推進

中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援するため、鹿児島産業保健総合支援センターが行う産業医等の産業保健スタッフや事業者向けの研修、地域産業保健センターによる小規模事業場への医師等の訪問支援、事業主団体等を通じて中小企業等の産業保健活動の支援を行う団体経由産業保健活動推進助成金等について利用勧奨を行います。

加えて、治療と仕事の両立支援に関する取組の促進のため、引き続き、ガイドライン等の周知啓発を行うとともに、「鹿児島県地域両立





支援推進チーム」における取組を計画的に推進し、両立支援に係る関係者の取組を相互に周知・協力する等により地域の両立支援に係る取組の効果的な連携と一層促進を図ります。

⑦ 新たな化学物質規制の周知、石綿ばく露防止対策の徹底

新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令が全面施行されたことから、その円滑な実施のため引き続き周知を図るとともに、SDS（安全データシート）等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づくばく露低減措置や、皮膚等障害化学物質への直接接触の防止のための保護具の使用等が適切に実施されるよう丁寧な指導を行います。

また、リスクアセスメント対象物健康診断が適切に実施されるよう丁寧な指導を行います。建築物等の解体・改修作業に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、石綿障害予防規則に基づく措置の履行確保のため、建築物、船舶（鋼製のものに限る）に義務づけられた建築物石綿含有建材調査者講習等の修了者による調査の徹底（令和8年1月からは工作物にも適用）、石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果等の報告や石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底、並びにリフォーム等も含む解体等工事の発注者への制度の周知を図ります。

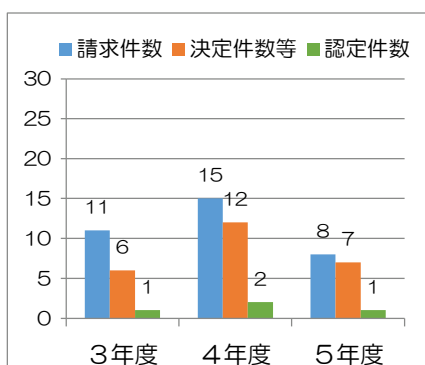
(4) 労災保険給付の迅速・公正な処理

労災補償行政の使命である迅速・公正な補償・救済的確な実施について、今後とも取り組みます。

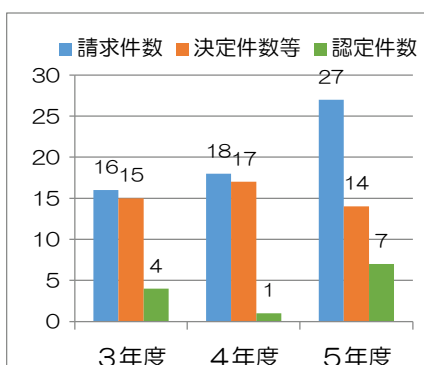
特に、複雑困難な事案が多い脳・心臓疾患事案、精神障害事案及び石綿関連疾患事案等については、認定基準等に基づき、より一層の迅速・公正な事務処理を推進します。

社会的関心が高く、複雑困難な事案の労災補償状況（主なもの）

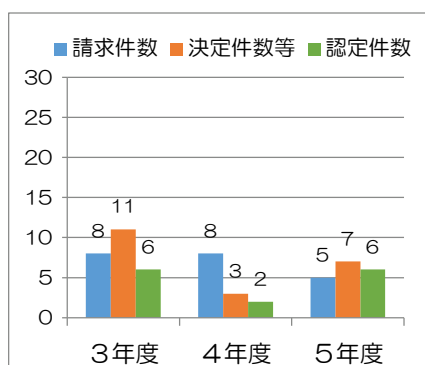
(1) 脳・心臓疾患



(2) 精神疾患



(3) 石綿関連疾患（労災保険法）



注1 令和5年度の件数は、令和5年12月末現在。

注2 決定件数等は、当該年度に業務上又は業務外の決定などを行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

注3 認定件数は、当該年度に業務上の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

## 6 多様な働き方、働き方・休み方改革

少子高齢化や生産年齢人口の減少といった課題に対応するために、多様な人材が個々のニーズに基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境整備を図るための施策に取り組みます。

(1) 多様な正社員制度の導入支援

事例の提供等による周知を行います。

(2) 適正な労務管理下におけるテレワークの推進

テレワークは子育てや介護と仕事との両立、ワーク・ライフ・バランスの向上に資することから、「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」の活用促進、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」

に沿った相談支援などを行います。

### 〔3〕勤務間インターバル制度導入促進のための支援

働き方・休み方改善ポータルサイトに掲載されている導入マニュアル等を活用して勤務間インターバル制度の周知を行い、勤務間インターバル制度の導入企業割合の向上を図ります。

また、働き方改革推進支援助成金を活用して、時間外労働削減に取り組む中小企業等への制度の導入促進を図ります。

☞政府目標 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合 2025年までに15%以上

### 〔4〕年次有給休暇の取得促進に向けた働き方の見直し

年次有給休暇の取得促進に向けて、時季指定義務の周知徹底や、計画的付与制度・時間単位年次有給休暇の導入促進を図ります。

また、10月の「年次有給休暇取得促進期間」や、年次有給休暇を取得しやすい時季を中心に、年次有給休暇取得促進のための周知広報を実施します。

◇年次有給休暇の取得率

☞政府目標：2025年までに70%以上

■鹿児島県：58.8%（出所「令和4年度鹿児島県労働条件実態調査」）

## 7 多様な人材の就労・社会参加の促進

### 〔1〕高齢者の就労・社会参加の促進

少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、我が国の経済社会の活力を維持・向上させるためには、働く意欲がある高齢者が年齢にかかわらずその能力・経験を十分に発揮し、活躍できる社会を実現することが重要です。このため、事業主において65歳までの雇用確保措置が確実に講じられるよう取り組みます。また、令和3年4月1日に施行された改正高年齢者雇用安定法により、65歳から70歳までの就業確保措置を講じることが事業主の努力義務となったことから、高齢者雇用に積極的な企業への支援や、65歳を超えても働くことを希望する高齢求職者に対する再就職支援を行います。

#### ア 70歳までの就業機会確保等への支援

70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を図るため、事業主と接触する機会を捉えて、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図ります。

また、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「高障求機構」という。）において実施している65歳超雇用推進助成金や70歳雇用推進プランナー等による支援が必要と判断される事業主を把握した場合には、高障求機構鹿児島支部へ支援を要請する等、効果的な連携を行います。

#### イ 生涯現役支援窓口などのマッチング支援

65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、県内6か所のハローワーク（鹿児島・川内・鹿屋・国分・出水・名瀬）に設置する「生涯現役支援窓口」において、高齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる効果的なマッチング支援を行います。

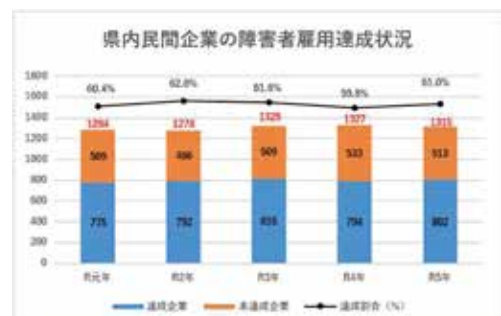
また、高齢求職者の多様な就業ニーズに対応するため、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高齢者には、シルバー人材センターへの誘導を行うなど、効果的な連携を行います。

### ◎〔2〕障害者の就労促進

法定雇用率の引上げが予定されるなか、官民間問わず障害者の雇用促進や職場定着を一層推進し、多様な障害・特性に対応した就労支援を行います。

#### ア 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等

令和5年4月から新たな法定雇用率が設定され、令和6年4月から2.5%（公的機関2.8%）、令和8年7月から2.7%（公的機関3.0%）に段階的に引き上げられるとともに、令和7年4月に除外率が10ポイント引下げられる予定となっています。今後、雇用率未達成企業等の大幅な増加が見込まれることから、これらの企業等に対して早期の周知啓発を実施し、障害者の計画的な



雇入れを促進します。また、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対して、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施し、中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援を強化します。

さらに、就職面接会や法定雇用率未達成企業を対象としたセミナーの実施等により、障害者雇用への理解促進に取り組みます。中小企業における障害者雇用を促進するため、障害者の雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）認定事業主の拡大に取り組みます。

イ 多様な障害特性に対応した就労支援

精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者について、ハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を行います。労働局及びハローワークにおいて、公共職業訓練の活用による障害者の職業能力開発の促進が図られるよう、県等と連携のうえ障害者の職業訓練の周知や受講勧奨等を行います。

**（3）外国人求職者等への就職支援、企業での外国人労働者の適正な雇用管理の推進**

外国人労働者が、安心して働き、その能力を十分に発揮する環境を確保するため、支援体制の整備を推進するとともに、人手不足等を背景に今後様々な在留資格の外国人労働者の増加が見込まれることから、外国人を雇用する企業への雇用維持を含めた助言・援助のほか、多言語による相談支援や情報発信等に取り組みます。

ア 外国人留学生等に対する相談支援の実施

鹿児島新卒応援ハローワークに留学生コーナーを新設するとともに、大学のキャリアセンター等と緊密に連携しつつ、留学生の国内就職促進のために、きめ細かな就職支援を実施します。

イ ハローワーク等における多言語相談支援体制の整備

ハローワークに配備する多言語音声翻訳機器及び英語、中国語、韓国語、ベトナム語など13言語に対応できる厚生労働省多言語コンタクトセンターの活用により、多言語相談支援の整備を図ります。

また、易しい日本語及び母国語で作成された「外国人向けハローワーク利用チェックリスト」の活用により、ハローワークの利用方法を丁寧かつ正確に説明し、外国人が安心して職業相談が行えるよう取り組みます。

ウ 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助の実施等

県内において最も労働者数が多い技能実習や特定な技能などの外国人労働者に対する適正な雇用管理の改善を促進するため、事業主に対し事業所訪問を行い、外国人の雇用状況届出制度や外国人雇用管理指針の周知・啓発を行うとともに、雇用管理セミナーを重点的に開催し、適正な雇用管理に関する助言・援助等を積極的に実施します。また、外国人雇用管理アドバイザーを活用し、外国人労働者の雇用管理の改善や職業生活上の問題など、外国人を雇用する事業主からの様々な相談に対して、事業所の実態に応じた専門的な指導・援助に取り組みます。

**（4）雇用保険制度の適正な運営**

雇用失業情勢や働き方の多様化の進展等制度をめぐる諸情勢に的確に対応し、雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、給付業務について、雇用保険受給資格者の早期再就職の実現に向けた的確な失業認定や適正な給付を行うとともに、適用業務については、オンライン申請の利用促進や未手続事業・労働者の把握・解消に向けた計画的な取組を行います。





現在一部で実施しているデジタル技術を活用した失業認定については、効果検証を行いながら、行政サービスの向上の観点からさらに取組を進めてまいります。

また、適正な給付や受給者の利便性向上のため、手続時のマイナンバーの届出を一層推進するとともに、マイナンバーと被保険者番号との紐づけや個人情報の管理に当たって厳正な事務処理を徹底します。

雇用関係助成金については、制度目的が果たされるよう周知に努めるとともに、雇用関係助成金ポータルを通じた電子申請の利用勧奨に努め、利用率の向上を図ります。また、近年の不正受給件数の増加等を踏まえ、審査等に当たり実地調査を行うなど適正支給に努めるとともに、事業主や社会保険労務士等に対して周知に取り組みます。

## 8 就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規学卒者の支援

いわゆる就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、希望する就職ができません。現在も不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいます。そのため、就職氷河期世代の抱える固有の課題（希望する職業とのギャップ、実社会での経験不足等）や今後の人材ニーズ、個々人の状況等を踏まえつつ、地方公共団体や関係団体と連携するなど地域一体となって、「かごしま就職氷河期世代活躍支援プラン」に基づく支援を推進します。

また、就職活動に際して特別な配慮や援助を必要とする新規学卒者やフリーター等の若年求職者に対し、個々人の課題に応じたきめ細かな支援に取り組みます。

(1) 就職氷河期世代に対するハローワークの専門窓口における専門担当者による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援の推進

専門担当者によるチームを結成し、事業主への助成金（特定求職者雇用開発助成金）の活用も図りつつ、個別の支援計画に基づき、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、必要な能力開発施策へのあっせん、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援など、安定した雇用の実現に向けた一貫した伴走型支援を行います。



(2) 地域若者サポートステーション等との連携による就職氷河期世代を含む就労自立支援

就職氷河期世代も含め、就労に当たって課題を有する無業者の方々に対し、地域若者サポートステーションや地方公共団体など関係機関とも連携しながら、職業的自立に向けた継続的な支援を推進します。

◎ (3) 新卒応援ハローワーク等における多様な課題を抱える新規学卒者等への支援

新卒応援ハローワーク等に配置する就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援や大学等への出張相談を実施するほか、就職活動に際して多様な困難を抱える学生等に対し、関係機関との連携による支援を強化します。

また、オンラインによる職業相談やWEB面接等への対策を実施するなど、遠方からの相談等にも対応するほか、若者の採用・育成に積極的に雇用管理の状況等が優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定制度」の認定取得勧奨を積極的に行い、認定した企業の魅力や情報



の発信を後押しすることで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、新卒者や若年者とのマッチング向上を図ります。

#### (4) 正社員就職を希望する若者への就職支援

35歳未満で安定した就労の経験が少ない求職者を対象に、ハローワークに配置する就職支援ナビゲーターの担当者制による職業相談、個別支援計画に基づくきめ細かな就職支援、職業訓練部門と連携した能力開発支援、就職後の定着支援の実施など、ステップアップ型の計画的かつ一貫した支援を通じて、正社員就職の実現を図ります。

## 9 労働保険料等の適正な徴収

#### (1) 未手続事業一掃対策に向けた取組み

労働保険料の徴収については、事業主等に対する口座振替制度の導入を勧奨し、納付督促時などあらゆる機会を捉えて、期限内納付の徹底を図ります。

また、労働保険未手続事業については、事業主、事業主団体等に対する周知・広報に努め、公平な費用負担及び労働者福祉の向上並びに保険制度の健全な運営の観点から、対象事業場の把握及び加入指導による未手続事業の一掃に取り組みます。

|                        | 平成30年度 | 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 労働保険料収納額<br>(単位：100万円) | 20,227 | 20,183 | 20,622 | 21,913 | 25,396 |
| 労働保険料収納率               | 98.41% | 98.68% | 98.58% | 98.57% | 98.29% |
| 労災保険適用事業場数             | 38,340 | 38,467 | 38,738 | 39,198 | 39,470 |
| 雇用保険適用事業場数             | 31,272 | 31,499 | 31,898 | 32,384 | 32,531 |

#### (2) 電子申請の利用率向上に向けた取組み

行政事務のデジタル化の推進のため、令和4年6月7日に「規制改革実施計画」が閣議決定され、労働保険に関しては、オンライン利用率引上げに係る基本計画において、「労働保険料の申告（継続）」、「労働保険料の申告（一括有期）」、「労働保険関係成立届」、「労働保険名称、所在地等変更届」、「労働保険料/一般拠出金還付請求書」の5手続に関して、令和8年度末までに30%の利用率とすることを目標としています。

| 労働保険関係       | 8年度末目標 | 令和4年度<br>全国 | 令和4年度<br>鹿児島 | 令和5年度<br>全国 上期 | 令和5年度<br>鹿児島 上期 |
|--------------|--------|-------------|--------------|----------------|-----------------|
| 労働保険申告(継続)   | 30%    | 20.3%       | 30.8%        | 23.8%          | 31.3%           |
| 労働保険申告(一括有期) |        | 17.1%       | 25.1%        | 19.4%          | 25.6%           |
| 成立届          |        | 22.9%       | 17.0%        | 24.6%          | 19.3%           |
| 名称・所在地等変更    |        | 19.5%       | 16.9%        | 20.5%          | 18.1%           |
| 還付請求書        |        | 6.4%        | 9.1%         | 8.9%           | 9.6%            |
| 全体           |        | 19.7%       | 27.2%        | 22.9%          | 28.8%           |

現状においては、労働保険申告の2手続については目標値に近づきつつありますが、成立届等の3手続については目標値を大きく下回っています。

労働保険特別加入申請を含めた各手続については、電子申請体験コーナーを活用して利用勧奨を実施し、併せて、監督署・安定所の窓口等においても電子申請の活用について周知を図ります。

# 労働基準監督署・公共職業安定所管轄図

## 労働基準監督署管轄図



## 公共職業安定所管轄図





# 鹿児島労働局・労働基準監督署・公共職業安定所一覧

| 鹿児島労働局           | 電話番号         | 所在地       | 業務内容  |
|------------------|--------------|-----------|---|
| 総務部 総務課          | 099-223-8275 | 山下町庁舎2階   | 労働局の総務・会計等の業務、情報公開窓口等の業務                          |
| 労働保険徴収室          | 099-223-8276 | 山下町庁舎2階   | 労働保険の適用・保険料の徴収・年度更新手続き等の業務                        |
| 雇用環境・均等室         | 099-222-8446 | 山下町庁舎2階   | (企画担当) 労働局の運営企画、総合調整、助成金業務                        |
|                  | 099-223-8239 | 山下町庁舎2階   | (指導担当) 総合的な労働相談、男女の雇用機会均等、育児・介護休業及び次世代育成支援等に関する業務 |
| 労働基準部 監督課        | 099-223-8277 | 山下町庁舎2階   | 監督指導、司法警察業務などの統括、労働時間など労働条件の確保改善に関する業務            |
| 賃金室              | 099-223-8278 | 山下町庁舎2階   | 最低賃金制度の運営、家内労働対策等の業務                              |
| 健康安全課            | 099-223-8279 | 山下町庁舎2階   | 心身の健康の対策推進、労働災害・職業性疾病の防止、各種免許等に関する業務              |
| 労災補償課            | 099-223-8280 | 東千石庁舎5階   | 労働者災害補償保険事業に関する業務                                 |
|                  | 099-216-8616 | 東千石庁舎8階   | 労災診療費等の受付・審査点検業務                                  |
| 職業安定部 職業安定課      | 099-219-8711 | 西千石庁舎1階   | 一般の職業紹介及び雇用保険に関する業務                               |
| (雇用保険電子申請事務センター) | 099-219-8714 | 西千石庁舎2階   | 雇用保険電子申請事務に関する業務                                  |
| 需給調整事業室          | 099-803-7111 | 西千石庁舎1階   | 労働者派遣事業及び職業紹介事業に関する業務                             |
| 職業対策課            | 099-219-8712 | 西千石庁舎1~3階 | 高齢者・障害者等の雇用促進及び地域雇用開発等に関する業務、助成金業務                |
| 訓練課              | 099-219-8711 | 西千石庁舎1階   | 職業訓練及び新卒者を含む若年者雇用対策業務                             |

- ▶ 山下町庁舎 〒892-8535 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階
- ▶ 東千石庁舎 〒892-0842 鹿児島市東千石町14番10号 天文館NNビル5・8階
- ▶ 西千石庁舎 〒892-0847 鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル1~3階

| 労働基準監督署    | 電話番号         | 所在地                      | 管轄区域  |
|------------|--------------|--------------------------|---|
| 鹿児島労働基準監督署 | 099-214-9175 | 〒890-8545 鹿児島市薬師1-6-3    | 鹿児島市・南さつま市・指宿市・枕崎市・いちき串木野市・西之表市・日置市・南九州市・中種子町・南種子町・屋久島町・三島村・十島村 |
| 川内労働基準監督署  | 0996-22-3225 | 〒895-0063 薩摩川内市若菜町4-24   | 薩摩川内市・出水市・阿久根市・さつま町・長島町   |
| 鹿屋労働基準監督署  | 0994-43-3385 | 〒893-0064 鹿屋市西原4-5-1     | 鹿屋市・垂水市・曾於市・志布志市・大崎町・東串良町・肝付町・錦江町・南大崎町                          |
| 加治木労働基準監督署 | 0995-63-2035 | 〒899-5211 始良市加治木町新富町98-6 | 霧島市・始良市・伊佐市・湧水町   |
| 名瀬労働基準監督署  | 0997-52-0574 | 〒894-0036 奄美市名瀬長浜町1-1    | 奄美市・龍郷町・大和村・宇検村・瀬戸内町・徳之島町・天城町・伊山町・喜界町・和泊町・知名町・与論町               |

| 公共職業安定所                             | 電話番号                           | 所在地   | 管轄区域                                 |
|-------------------------------------|--------------------------------|---|--------------------------------------|
| 鹿児島公共職業安定所                          | 099-250-6060                   | 〒890-8555 鹿児島市下荒田1-43-28                            | 鹿児島市・三島村・十島村                         |
| 熊毛出張所                               | 0997-22-1318                   | 〒891-3101 西之表市西之表16314-6                            | 西之表市・中種子町・南種子町・屋久島町                  |
| ワークプラザ天文館<br>(ハローワークかごしまマザーズコーナー併設) | 099-223-8010<br>(099-223-2821) | 〒892-0842 鹿児島市東千石町1-38<br>鹿児島商工会議所ビル6階              |                                      |
| 鹿児島新卒応援ハローワーク                       | 099-224-3433                   | 〒892-0842 鹿児島市東千石町1-38<br>鹿児島商工会議所ビル3階              |                                      |
| ワークサポートみなみ                          | 099-257-5670                   | 〒890-0073 鹿児島市宇宿2-3-5<br>オブシアミスミ3階                  |                                      |
| 生活・就労支援センターかごしま                     | 099-808-0072                   | 〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 鹿児島市役所<br>東別館1階(ハローワークかごしま窓口) |                                      |
| 川内公共職業安定所<br>(マザーズコーナーせんだい併設)       | 0996-22-8609                   | 〒895-0063 薩摩川内市若菜町4-24                              | 薩摩川内市                                |
| 宮之城出張所                              | 0996-53-0153                   | 〒895-1803 薩摩郡さつま町宮之城屋地2035-3                        | さつま町                                 |
| 鹿屋公共職業安定所<br>(マザーズコーナーかのみ併設)        | 0994-42-4135                   | 〒893-0007 鹿屋市北田町3-3-11                              | 鹿屋市・垂水市・東串良町・肝付町・錦江町・南大崎町            |
| 国分公共職業安定所                           | 0995-45-5311                   | 〒899-4332 霧島市国分中央1-4-35                             | 霧島市・始良市                              |
| 大口出張所                               | 0995-22-8609                   | 〒895-2511 伊佐市大口里768-1                               | 伊佐市・湧水町                              |
| 霧島わかものハローワーク                        | 0995-64-2251                   | 〒899-5117 霧島市隼人町見次1229<br>イオン隼人国分店2階                |                                      |
| 始良市ふるさとハローワーク                       | 0995-67-8510                   | 〒899-5432 始良市宮島町32-4                                |                                      |
| 加世田公共職業安定所                          | 0993-53-5111                   | 〒897-0031 南さつま市加世田東本町35-11                          | 南さつま市・枕崎市・南九州市のつち川辺町及び知覧町            |
| 伊集院公共職業安定所                          | 099-273-3161                   | 〒899-2521 日置市伊集院町大田825-3                            | 日置市・いちき串木野市                          |
| 大隅公共職業安定所                           | 099-482-1265                   | 〒899-8102 曾於市大崎町岩川5575-1                            | 曾於市・志布志市・大崎町                         |
| 志布志市ふるさとハローワーク                      | 099-471-1710                   | 〒899-7192 志布志市志布志町志布志2-1-1                          |                                      |
| 出水公共職業安定所                           | 0996-62-0685                   | 〒899-0201 出水市緑町37-5                                 | 出水市・阿久根市・長島町                         |
| 名瀬公共職業安定所                           | 0997-52-4611                   | 〒894-0036 奄美市名瀬長浜町1-1                               | 奄美市・龍郷町・大和村・宇検村・瀬戸内町・喜界町・和泊町・知名町・与論町 |
| 徳之島分室                               | 0997-82-1438                   | 〒891-7101 大島郡徳之島町電津553-1                            | 徳之島町・天城町・伊山町                         |
| 指宿公共職業安定所                           | 0993-22-4135                   | 〒891-0404 指宿市東方9489-11                              | 指宿市・南九州市のつち川辺町                       |